

令和6年10月以降の診療（調剤）報酬を光ディスク等（電子媒体） によりご請求された保険医療機関・保険薬局の皆様へ



オンライン請求へ移行する準備はお済みでしょうか？

「医療機関等向け総合ポータルサイト」等により、**早急にオンライン請求の開始届を提出した上で、オンライン請求を開始願います。**

✓ **令和6年10月請求以降も光ディスク等を用いた請求を継続するための有効な届出がなく、光ディスク等を用いた請求が継続されています。**

※ 令和5年12月26日付け保発1226第4号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第2の2の(2)及び第2の4の(2)を参照



医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。



ユーザー登録がお済みでない方は、「ユーザー登録」をお願いします。

現時点でオンライン請求へ移行できない事情がある場合は、「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書（様式第1号）」を直ちに当該サイトによりご提出ください。

医療機関等向け総合ポータルサイト内
【重要】光ディスク等請求に係る猶予届出
兼オンライン請求への移行計画書の提出について



（裏面も確認願います）

審査支払機関から同様の連絡を行っても、依然としてオンライン請求の開始届等の提出がみられない場合は、**時期を定めて、光ディスク等を用いたレセプトの請求を返戻する場合があります。**

ご注意ください。



【今後の取扱い（予定）】

令和6年10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月
・架電 ^{※1} ・ 文書を送付^{※2} （1回目）	・架電 ^{※1}	・架電 ^{※1} ・ 文書を送付^{※2} （2回目）	・架電 ^{※1}	・架電 ^{※1} 次月は返戻する旨を連絡予定	光ディスク等が提出された場合 返戻する取扱い

※1: 架電とは、有効な届出がなく、光ディスク等による請求があった場合に支払基金から保険医療機関・保険薬局へ電話することを示します。

※2: 文書を送付する保険医療機関・保険薬局は、光ディスク等の請求を続けるための有効な届出がない施設を対象とします。

医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出が困難なため、必要な届出を書面で提出する場合

1 オンライン請求を開始するための届出（オンライン開始届）を提出する場合

以下の書類を直ちに保険医療機関・保険薬局が所在する**都道府県の審査委員会事務局**及び**国民健康保険団体連合会の2箇所**へ郵送願います。

- (1) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出
- (2) 電子証明書発行等依頼書

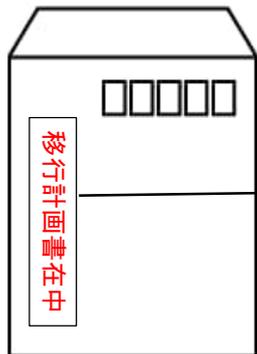
▶ 提出する書類は「支払基金トップページ/様式集/医療機関・薬局の方/1.オンライン請求システム」からダウンロード願います。

2 オンライン請求へ移行できない事情の届出（移行計画書）を提出する場合

以下の書類を直ちに**支払基金本部**及び**国民健康保険団体連合会の2箇所**まで郵送願います。

○光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書（様式第1号）

▶ 提出する書類は「支払基金トップページ/医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方/オンライン請求の原則について/関係通知/厚生労働省保険局長通知「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(PDF: 1,035KB)の9ページ目」からダウンロード願います。



封筒に「**移行計画書在中**」と朱記願います。

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金本部 事業統括部

伊藤 03-6788-4245 池田 03-6865-4410

長谷川 03-6865-4473 中山 03-6865-4497